

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和4年度決算に基づく野辺地町の健全化判断比率および資金不足比率をお知らせします。

◆令和4年度決算に基づく健全化判断比率

区分	野辺地町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	15 %	20 %
連結実質赤字比率	- %	20 %	30 %
実質公債費比率	7.3 %	25 %	35 %
将来負担比率	- %	350 %	

注1 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」の「-」の表示は、赤字額がないことを表しています。

注2 「将来負担比率」の「-」の表示は、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回ったことにより、比率が算定されなかったことを表しています。また、「将来負担比率」には、財政再生基準はありません。

◆令和4年度決算に基づく資金不足比率

特別会計名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業特別会計	- %	20 %
下水道事業特別会計	- %	20 %

注1 「-」の表示は、資金不足額がないことを表しています。

*実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

*連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

*実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

*将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

*早期健全化基準

健全化判断比率 4 指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- 策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- 毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- 個別外部監査契約に基づく監査

また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。

*財政再生基準

健全化判断比率のうち 3 指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。

- 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能
- 毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- 個別外部監査契約に基づく監査

また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合があります。

*経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- 策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- 毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- 個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。